

証券コード 3646
(発信日) 2025年6月6日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月30日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町五丁目4番地

株 式 会 社 駅 探

代 表 取 締 役 社 長
C E O 兼 C O O
金 田 直 之

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。また、電子提供措置事項については、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

当日出席されない場合は、後記しております議決権行使方法のご案内に従い、書面またはインターネットによる議決権行使をしていただきますよう、お願いいたします。

当社ウェブサイト

<https://ekitan.co.jp/ir/>

上記のウェブサイトにて「第23回定時株主総会招集ご通知」をご覧ください。



東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにて「銘柄名（会社名）」に「駅探」または「コード」に当社証券コード「3646」を入力・検索、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、ご覧ください。



電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

書面交付請求された株主様にお送りする書面には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は記載しておりません。なお、当該書面は監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）13時
※12時30分より受付開始いたします。
2. 場 所 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 コモレ四谷 四谷タワー3階
コモレ四谷タワーコンファレンス
※資源節約のため、会場での印刷資料配付は行いません。
必要に応じて「招集ご通知」を各自持参ください。
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第23期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）計算書類報告の件
決 議 事 項
【会社提案（第1号議案から第4号議案まで）】
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
【株主提案（第5号議案及び第6号議案）】
第5号議案 取締役6名選任の件
第6号議案 監査役1名選任の件

本株主総会で上程されている議案には、会社が提案している議案（第1号議案から第4号議案まで）及び株主様が提案している議案（第5号及び第6号議案）が含まれております。議案の内容は後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりですが、当社取締役会は、株主様が提案している第5号議案及び第6号議案について反対しております。当社取締役会の当該議案に対する意見は、各議案末に記載しておりますのでご確認ください。

以 上

議決権行使方法のご案内



株主総会に 会場出席する

会場受付に議決権行使書用紙を提出してください。

株主総会開催日時

**2025年6月25日（水曜日）
13時（受付開始：12時30分）**



書面で 議決権を行使する

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、郵送で返送してください。

行使期限

**2025年6月24日（火曜日）
18時到着分まで**



インターネットで 議決権を行使する

次ページの案内に従って、議案の賛否を入力してください。

行使期限

**2025年6月24日（火曜日）
18時送信完了分まで**

※書面とインターネットにより二重に議決権行使をした場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱います。またインターネットにより複数回、議決権行使をした場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

※書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案（第1号議案から第4号議案まで）については【賛】、株主提案（第5号議案及び第6号議案）については【否】の表示があったものとして取り扱います。

※当社定款第19条において、取締役の員数について、「当会社の取締役は、8名以内とする。」と定められております。他方、会社提案（第3号議案）では取締役5名の選任を、株主提案（第5号議案）では取締役6名の選任を、それぞれ提案しております。第2号議案において当社取締役員数を11名以内とする定款変更を提案しておりますが、第2号議案が否決され、かつ、各議案の候補者（合計11名）が選任されると、当社の定款に定める取締役の員数の上限を超えてしまうことになります。そのため、原則として、出席株主の議決権の過半数のご賛同を得た取締役候補者を選任させていただきますが、採決の結果、出席株主の議決権の過半数のご賛同を得た候補者が定款に定める取締役員数の上限を超えた場合には、賛成の議決権の個数の多い取締役候補者から順に上限員数まで選出するものといたします。

なお、全議案を通じまして、株主のみなさまによる賛成の議決権行使の上限を設定することはいたしません。

※議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。

The image shows a sample of a Japanese corporate resolution form (議決権行使書) for the company "株式会社駅探" (Station Exploration Co., Ltd.). The form is divided into several sections:

- Header:** 議決権行使書 (Resolution Exercise Form) and 株式会社駅探 (Station Exploration Co., Ltd.).
- Shareholder Information:** 株主番号 (Shareholder Number), 議決権行使股数 (Number of Shares Exercising Voting Rights), and 姓 (Surname).
- Resolution Details:** A table with columns for 議決権 (Voting Rights), 第1号 (No. 1), 第2号 (No. 2), 第3号 (No. 3), 第4号 (No. 4), 第5号 (No. 5), and 第6号 (No. 6). The table is filled with "賛" (Yes) and "否" (No) responses.
- Other Information:** お願い (Please) and 株主会社駅探 (Station Exploration Co., Ltd.).

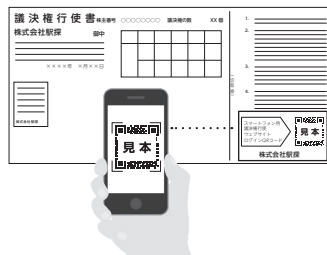
The form is filled out with sample data, including the name "株式会社駅探" and the address "東京都千代田区千代田1-1-1".

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

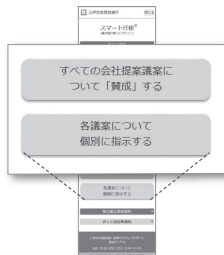
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

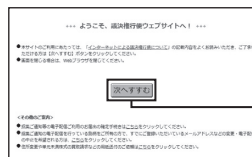
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

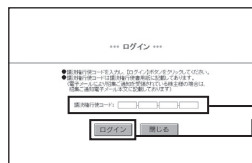
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

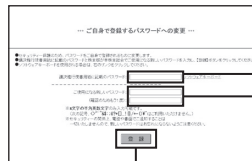
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

取締役候補者及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主である株式会社Bold Investmentより、本株主総会における議案として、取締役及び監査役の選任に関する株主提案を行う旨の書面を受領しております。当社取締役会は、株主様が提案している第5号議案及び第6号議案について反対しております。当社取締役会の当該議案に対する意見は、各議案末に記載しておりますのでご確認ください。

議案及び参考事項

【会社提案（第1号議案から第4号議案まで）】

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。

中長期的な事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、当社の経営成績及び財政状態並びにその見通しを勘案し、適切な利益還元策を柔軟に実施することを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円00銭

配当金総額：66,090,458円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

将来的な事業戦略の進展及びガバナンス強化に応じて機動的に取締役を選任できるようにするため、取締役の定員数の上限を拡大することといたします。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
(員数) 第19 条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。	(員数) 第19 条 当社の取締役は、 <u>11</u> 名以内とする。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 （ 生 年 月 日 ）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	かねだ なおゆき 金 田 直 之 (1962年7月24日生) 再任	2000年 7 月 (株)アジアネット 代表取締役 2001年 6 月 (株)東芝 入社 2001年11月 (株)ニューズウォッチ 代表取締役社長（(株)東芝より 出向、後転籍） 2011年10月 (株)ザクラ（現東京カレンダー(株)） 代表取締役社長 2014年 4 月 (株)ＣＥホールディングス入社 2017年 9 月 (株)ＣＥホールディングス 執行役員事業戦略担当 2017年 9 月 (株)M o c o s u k u 代表取締役社長 2018年12月 (株)ＣＥホールディングス 取締役 2020年 6 月 当社 代表取締役社長 2023年 6 月 当社 代表取締役社長 CEO兼COO（現任） 2023年10月 (株)M o c o s u k u 取締役副社長（現任）	37,657株
(取締役候補者とした理由) 金田直之氏は、豊富な経験と実績に基づき、当社グループの経営責任者として経営及び事業基盤の強化を行うとともに、中期戦略の策定及び推進並びに新規事業の牽引を行っております。引き続き取締役として経営全般の重要事項について、意思決定を果たすと考え、取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
2	こ じま かつ や 小 嶋 勝 也 (1979年5月16日生) 再任	2003年 4 月 アイエックス・ナレッジ㈱入社 2014年 4 月 同社 経理部 担当部長 2017年 4 月 同社 経営管理部 経企・経理・IRグループ マネー ジャー 2017年 9 月 スキルアップ・ビデオテクノロジーズ（現㈱ PLAY）入社 2018年 1 月 同社 経理総務グループ長 2018年 9 月 同社 経営企画室 室長 2019年 7 月 ㈱welby入社 経理財務グループ マネージャー 2019年11月 ㈱10ANTZ入社 管理グループ シニアマネージャー 2020年 1 月 同社 管理本部ゼネラルマネージャー 2020年12月 当社 入社 2021年 5 月 当社 経営戦略室長 兼 管理本部財務経理部長 2022年 6 月 当社 取締役 2023年 6 月 当社 取締役 CFO （現任）	12,267株
	（取締役候補者とした理由） 小嶋勝也氏は、財務経理に関する長年の経験を持つほか、当社経営戦略室長として当社グループの中 期戦略の策定及び実行において深く貢献しております。その知見及び経験を活かし、引き続き取締役 としてグループ経営全般の重要事項について意思決定を果たすと考え取締役候補者としております。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	まつ だて わたる 松 館 渉 (1972年7月25日生) 再任	1996年 4 月 (株)サンユテクノス 入社 2004年12月 (株)アットウェア設立 取締役（現任） 2016年 7 月 (株)未来シェア 代表取締役（現任） 2017年 6 月 (株)函館ラボラトリ 代表取締役 2020年 6 月 当社 社外取締役（現任） 2025年 4 月 (株)函館ラボラトリ 取締役（現任）	2,494株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 松館渉氏は、(株)アットウェア取締役、(株)未来シェア代表取締役を務めており、特にMaaS領域における深い経験、知見を有しております。その経歴を通じて培った幅広い経験、見識から当社の事業戦略や、事業展開、取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し社外取締役候補者としております。		
4	の の むら まさ ひと 野々村 正 仁 (1965年3月22日生) 再任	1987年 4 月 (株)リクルート 入社 1998年 1 月 ヤフー(株)（現 LINEヤフー(株)）入社 2003年 4 月 (株)パソナ 入社 2003年 6 月 同社 執行役員 2005年 6 月 (株)アイテック 取締役 2006年 6 月 同社 代表取締役社長 2007年11月 トランスコスモス(株) 執行役員 エンタープライズ 第三営業本部長 2009年 4 月 同社 執行役員 産業・情報営業本部長 2012年 1 月 グーグル(株) 第一広告営業本部長 2014年 5 月 (株)アスコエパートナーズ 取締役 営業本部長 2015年 6 月 公益財団法人しまねソフト研究開発センター（現 任） 2016年 5 月 (株)中海テレビ放送 放送事業本部長 2021年 5 月 エカイブ・エージェント(株) 取締役副社長 2023年 6 月 当社 社外取締役（現任） 2023年 6 月 (株)さんれいフーズ 社外監査役（現任）	－
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 野々村正仁氏は、マーケティング分野における長い経験と知見を持ち、また、地域活性化や地域ビジネスに関する知見を有しております。その経歴を通じて培った幅広い経験、見識から当社の事業戦略や、事業展開、取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し社外取締役候補者としております。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
5	武 藤 芳 彦 (1960年6月25日生) 新任	1985年 4 月 日産自動車(株) 入社 1987年 7 月 (株)東急エージェンシーインターナショナル (現 (株)フロンテッジ) 入社 1995年11月 クアーズ・ジャパン(株) 入社 1999年 9 月 ヤフー(株) (現 LINEヤフー(株)) 入社 2009年 4 月 同社 執行役員メディア事業統括本部長 兼 同統括 本部広告本部長 2012年 8 月 ユナイテッド・シネマ(株) (現 (株)ローソン・ユナ イテッドシネマ) 代表取締役社長 2014年11月 (株)フリークアウト 執行役員営業本部長 2017年 4 月 (株)Emotion Tech 営業本部長 2020年 2 月 (株)イノビオット (現 (株)miraii) 取締役 CSO (現任) 2022年12月 (株)プラスアルファ・コンサルティング 社外取締役 (現任)	—
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 武藤芳彦氏は、デジタルマーケティング、広告領域における深い知見と豊富な経営経験、スタートア ップ支援の実績を有し、戦略立案・事業開発・組織改革の分野においても深い知見を有しておりま す。その経歴を通じて培った幅広い経験、見識から当社の事業戦略や、事業展開、取締役の職務執行 に対する監督・助言等をいただくことを期待し社外取締役候補者としております。			

- (注) 1.金田直之氏及び小嶋勝也氏の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況は事業報告の「4.会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
- 2.金田直之氏は、当社完全子会社である(株)ラテラ・インターナショナル、プラウドエンジン(株)及び(株)駅探|&|において代表取締役を兼任しております。また小嶋勝也氏は当社完全孫会社である(株)サイバネットの代表取締役を兼任しております。
- 3.金田直之氏は(株)Mocosuku取締役副社長であります。当社と同社の間にはWEBサイトの企画制作等の取引関係があります。松舘渉氏は(株)未来シェア代表取締役であります。当社と同社の間でデマンド配車予約サービスの提供における取引があります。その他候補者と当社の間には特別の利害関係はございません。
- 4.松舘渉氏、野々村正仁氏及び武藤芳彦氏は、社外取締役候補者であります。松舘渉氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。野々村正仁氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。なお当社は松舘渉氏、野々村正仁氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。また、松舘渉氏、野々村正仁氏及び武藤芳彦氏が選任された場合、再任取締役については引き続き、新任取締役については新たに届出を行う予定であります。
- 5.当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。松舘渉氏、野々村正仁氏及び武藤芳彦氏が社外取締役に就任した場合、再任取締役については当該契約を継続、新任取締役については新たに契約を締結する予定であります。

- 6.当社は、当社の取締役、監査役の全員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者の選任が承認され取締役就任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
 - ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。
- 7.各候補者が所有する株式の数は、当期末（2025年3月31日）現在の株式数及び当社役員持株会名義で所有する持分株数を合算して記載しております。
- 8.武藤芳彦氏は新任の取締役候補者です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
かすや なお と 粕谷直人 (1971年1月5日生)	1997年9月 稲村会計事務所（現アクタス税理士法人）入所 アクタスマネジメントサービス(株) 入社 1999年9月 税理士登録 2000年12月 アクタスマネジメントサービス(株) 取締役 2002年4月 A S G税理士法人（現アクタス税理士法人）社員 2003年9月 同法人代表社員（現任） 2008年10月 登録政治資金監査人 2010年3月 アクタスＩＴソリューションズ(株)（現アクタスＩＴ コンサルティング株式会社）取締役（現任） 2012年3月 (株)イーグルスミコーポレーション（現(株)エストケム） 社外取締役（現任） 2016年2月 行政書士登録 2020年1月 アクタスHRコンサルティング(株) 監査役 2021年3月 アクタスHRコンサルティング(株) 取締役（現任） 2024年5月 アクタスマネジメントサービス(株)代表取締役（現任）	－
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 粕谷直人氏は、税理士登録の後、直接会社の経営に関与され、また社外取締役の経験など豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地を当社の監査に役立てていただくことを目的に、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1.粕谷直人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.粕谷直人氏は補欠の社外監査役候補者であります。
- 3.当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。粕谷直人氏が社外監査役に就任した場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。また同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
- 4.当社は、当社の取締役、監査役の全員を被保険者とした、改正会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、粕谷直人氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者になります。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
 - ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

【株主提案（第5号議案から第6号議案まで）】

第5号議案は、提案株主からのご提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、17,000個であります。本議案における、提案する議案の要領、提案の理由及び候補者の略歴等は、提案株主から提出された内容を原文の内容のまま記載しております。当社取締役会は、第5号議案について反対しております。本議案に対する当社取締役意見については議案文末に記載しております。

第5号議案 取締役6名選任の件

(1) 議案の要領

以下の6名を取締役（うち3名は社外取締役）に選任する。

- ①菊井 健大
- ②藤井 知明
- ③島田 零三
- ④成清 紘介
- ⑤宇賀神 崇
- ⑥村田 晴香

(2) 提案の理由

提案株主は、2021年8月18日に当社の筆頭株主となって以降、現経営陣の経営方針を尊重しつつ、株主として対話を続けてまいりました。しかし、その間、当社の業績は悪化し続け、市場株価も低迷しており、このままでは当社は上場10年後に時価総額40億円以上という東証グロース市場の上場維持基準すら満たせず、上場廃止に至るおそれがあるという極めて深刻な状況に陥っております。そのため、提案株主は、これ以上当社グループの経営を現経営陣に委ねるべきではないと判断し、当社グループの立て直しを図り企業価値及び株主価値を向上させるために適切な経営体制を提案する必要があると判断し、今回の株主提案を行っております。

すなわち、当社グループは、2020年6月29日以降、現代表取締役社長である金田直之氏を中心とする経営陣の下で経営されてきましたが、当社グループの連結営業利益は、同氏就任前の2020年3月期における339,119千円から、2021年3月期188,456千円、2022年3月期138,809千円、2023年3月期105,084千円、2024年3月期23,623千円と悪化の一途を辿っております（4年間で約93%減少）。しかも、金田直之氏が就任後1年間をかけて策定した2021年5月11日公表の中期経営計画の数値（売上高、営業利益、EBITDA）は初年度すら

全く達成できず、2022年6月17日には新たな中期経営計画を策定・公表していますが、その数値も初年度すら達成されず、その後、2023年6月16日と2024年6月27日にそれぞれ公表された新たな中期経営計画も、案の定初年度すら未達という状況が続いているという有り様です。3ヶ年の中期経営計画は3年単位で達成可否を判断すべきものであるところ、初年度の目標すら達成できず、その後挽回する見込みもないために毎年新たな3ヶ年の中期経営計画が策定されるという異常事態が常態化しているのです。また、2025年3月25日に当社が公表した「2025年3月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」においてもこのような状況が大きく回復することは見込まれておりません。

このように当社グループの業績は年々悪化しているにもかかわらず、現経営陣は、何ら効果的な施策を打ち出すことなく漫然と経営しており、当社グループの企業価値及び株主価値を毀損し続けています。当社の現在の時価総額は約19.7億円（2025年4月17日現在）と、上場維持基準（40億円）の半分にも満たない水準となっており、このまま上場維持基準を満たせず、上場廃止となる可能性が現実味を帯びてきています。そのため、このような状況を打開し、当社グループの企業価値及び株主価値を向上させるために適切な経営体制を速やかに整えることが急務といえます。

今回の株主提案の取締役候補者は、これまで投資先企業の再建、M&A後の統合支援（PMI）について豊富な実績を有する提案株主所属のメンバー3名に加え、提案株主及び当社グループからの独立性を有し、それぞれ公認会計士及び弁護士としての専門的知見と実務経験を有する独立社外取締役候補者3名の合計6名で構成されております。提案株主としては、これらの取締役候補者が取締役役に就任した新体制の下で、当社グループの業績の立て直しのための企業価値向上策を可及的速やかに策定・実行していくことが、当社グループの企業価値及び株主価値の向上のために最適であると確信しております。

(3) 候補者の番号、氏名、略歴等

① 菊井 健大

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
菊井 健大 (1981年6月2日生)	2008年4月 株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ（現富士通株式会社）入社 2016年1月 株式会社マーケットエンタープライズ入社 2016年8月 イナバゴム株式会社入社 2021年7月 株式会社Bold Investment入社 管理部システム担当 2024年1月 同社coo（現任）	0株
（取締役候補者とした理由） 菊井氏は、海外の大学を卒業後、株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ（現富士通株式会社）において物流等のシステム開発に携わった後、株式会社Bold Investmentにおいて投資先企業の経営管理及びPMIのほか、同社グループ全体の経営管理を担っており、グローバルな視点や素養があることに加えてシステム開発、財務等の経営管理及びPMIに関する豊富な経験や専門的知見を有しております。また、同氏は同社のCOOの立場で当社との対話を担当しており、当社及びその事業に関する知識も有しております。このような同氏の有する経験や専門的知見を活かして、当社グループの現状を適切に分析し、企業価値向上策を策定・実行することで、当社グループの企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。		

② 藤井 知明

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
藤井 知明 (1962年1月24日生)	1985年4月 日栄証券株式会社（現SBI証券株式会社）入社 2007年12月 モーニングスター株式会社（現SBIグローバルアセットマネジメント株式会社）入社 2014年3月 高木証券株式会社入社 企業調査部長 2017年2月 あかつき証券株式会社入社 投資調査部長 2022年5月 株式会社Imperator入社 2023年12月 株式会社Bold Investment入社（現任）	0株
（取締役候補者とした理由） 藤井氏は、約40年間にわたり証券会社において企業情報の調査・分析等の業務に従事しており、企業の財務・事業に関する情報の分析に関する豊富な経験と専門的知見を有しております。このような同氏の有する経験や専門的知見を活かして、当社グループの企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。		

③ 島田 零三

氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
島 田 零 三 (1961年12月9日生)	1987年 4 月 奥野製薬工業株式会社入社 1989年 7 月 共信電気株式会社（現株式会社レスター）入社 2000年 6 月 ジャパンライフ株式会社入社 2003年 6 月 株式会社ノア入社 2004年 4 月 同社取締役管理本部長就任 2011年 1 月 東京コンポーネント株式会社入社 2011年 7 月 同社執行役員管理部長就任 2011年 9 月 同社取締役管理部長就任 2025年 4 月 同社代表取締役CEO就任（現任）	0株
（取締役候補者とした理由） 島田氏は、事業会社において長期間にわたりCFOを務め、上場会社における取締役としての経験も有するほか、海外での業務経験で培ったグローバルな視点や幅広い知見を有しております。また、M&Aやグループ再編等も多く経験しており、このような同氏の有する経験や専門的知見を活かして、当社グループの企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。		

④ 成清 紘介

氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
成 清 紘 介 (1982年6月24日生)	2005年 株式会社リクルート（旧・株式会社リクルートHRマーケティング）入社 2012年 PwC Japan有限責任監査法人（旧・PwC あらた監査法人）入社 2016年 野村證券株式会社入社 2023年 株式会社KIC入社 2024年 同社 取締役（現任） 2025年 株式会社イケウチ 社外監査役（現任）	0株
（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 成清氏は、公認会計士として大手監査法人における業務経験を有することに加え、税理士としての知見も有しており、会計・税務に関する豊富な経験及び専門的知見を有しております。また、証券会社においてM&Aアドバイザー業務やIPOアドバイザー業務に従事した経験も有しており、現在もM&Aアドバイザー業務やIPOコンサルティング業務を営む会社の取締役を務めるなど、M&A案件等に関する深い見識を有しております。このような同氏の有する経験や専門的知見を活かして、当社グループの企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。		

⑤ 宇賀神 崇

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
宇賀神 崇 (1987年7月9日生)	2014年 森・濱田松本法律事務所入所 2019年 香港Gall Solicitors (出向) 2023年 宇賀神国際法律事務所 代表弁護士 (現任) 2023年 東京簡易裁判所民事調停官 (非常勤裁判官) (現任) 2024年 成蹊大学非常勤講師	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 宇賀神氏は、弁護士として大手法律事務所において人事労務や国際企業法務に関する業務に従事した経験に加え、香港の法律事務所や東京簡易裁判所の非常勤裁判官としての業務経験も有するなど、弁護士及び非常勤裁判官としての幅広い経験と専門的知見を有しております。このような同氏の有する経験や専門的知見を活かして、当社グループの企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。		

⑥ 村田 晴香

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
村 田 晴 香 (1981年11月16日生)	2008年 長島・大野・常松法律事務所入所 2011年 Paul Hastings法律事務所入所 2012年 日比谷中田法律事務所入所 2016年 Allen&Overy法律事務所 ロンドンオフィス (出向) 2018年 日比谷中田法律事務所 パートナー 2019年 三浦法律事務所入所 パートナー (現任)	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 村田氏は、弁護士として国内外のM&Aや国際法務を専門業務とし、海外の法律事務所での業務経験も有するなど、弁護士としての幅広い経験と専門的知見を有しております。このような同氏の有する経験や専門的知見を活かして、当社グループの企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。		

(注)

- 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 成清紘介氏、宇賀神崇氏及び村田晴香氏は社外取締役候補者であります。なお、成清紘介氏、宇賀神崇氏及び村田晴香氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合には、それぞれ独立役員として届け出る予定であります。

当社取締役会の意見

取締役会としては、第5号議案に反対いたします。反対の理由は以下のとおりであります。

（１）本株主提案に記載の「当社グループの立て直しを図り企業価値及び株主価値を向上させるために適切な経営体制」について

本株主提案において、企業価値及び株主価値を向上に関する具体的な戦略、施策、経営体制が明示されておらず、本株主提案に対する賛否の判断が困難であったため、当社は、その詳細を確認するため、本株主提案受領後の2025年4月24日に提案株主と面談を実施いたしました。

その面談において、新経営陣による事業方針、事業計画について、確認したところ、提案株主からは、提案株主としての想定・構想がないわけではない旨、他方、公表情報という限定的な情報しか有しておらず会社の状況や課題について全て把握できているわけではないことから、役員として経営に参画すること等を通じて会社の状況を把握・分析した後に、事業戦略・事業計画について方向性を検討し、具体的に確定したいと考えている旨の回答を受けるにとどまり、2025年5月20日に至るまで、具体的な案が明示されることはありませんでした。

また、業務執行取締役として就任を想定されている菊井氏、藤井氏、島田氏について、それぞれの役割、管掌、また現職との兼任について、確認したところ、会社の状況を把握・分析した後に本株主提案に記載されている各候補者の強みを踏まえて確定する想定である旨、兼任については会社の状況を把握・分析した後に確定する予定であるがBoldグループとの兼任により駅探での業務執行がおろそかになるようなことはない旨の回答を受けるに留まり、2025年5月20日に至るまで、具体的な案が明示されることはありませんでした。

以上より、当社取締役会としては、本株主提案が「当社グループの立て直しを図り企業価値及び株主価値を向上させるために適切な経営体制」であると判断するには至りませんでした。

（２）当社の継続的な事業成長を牽引するためのスキルと本株主提案の取締役候補者の専門領域が異なること

当社は、事業コンセプトである「From the Stations～駅から始めよう～」に基づき、地域の事業者のサービスと生活者のニーズを最適に結びつける「地域マーケティングプラットフォーム」を事業構想に掲げ、これまで乗換案内サービスで培った技術、ノウハウ、ネットワークなどの事業資産を活用し、メディア展開、ソリューション展開を推進しております。その事業構想実現を牽引する経営陣において、Webメディア、Webソリューションにおける事業・サービス企画、アライアンスの経験、知見が不可欠ではあると考えておりますが、本株主提案の取締役候補者のご経歴を

拝見する限りでは、そのような経験、知見を有した方がおらず、また、上記（１）のとおり、本株主提案では、企業価値及び株主価値を向上させるための具体的な戦略等も明確とはなっていないため、当社としては、当社の継続的な事業成長に対し懸念があります。

（３）上場企業の取締役経験者の不在

当社は上場企業であることから、金融商品取引法や東京証券取引所の諸規則に則った事業運営が求められますが、本株主提案の取締役候補者のご経歴を拝見したところ、取締役候補者６名のうち、上場企業での取締役経験者が０名、また、未上場企業を含めた取締役自体の経験者が２名となっており、上場企業としての適切な事業運営に対し、懸念があります。

（４）本株主提案に記載の「現経営陣は、何ら効果的な施策を打ち出すことなく漫然と経営」について

当社事業の柱であります乗換案内等の有料会員サービスは、GoogleやYahoo乗換などの無料サービス台頭によるコモディティ化によりその収益が継続的に減少しており、新たな柱となる事業創出が急務となっております。このような事業環境下において、2020年８月６日に公表いたしました新経営方針に従い、当社事業資産を最大活用し、「地域の生活者のニーズ」と「地域の事業者の提供サービス」を結びつけ、新たな収益の柱を創出する、各事業セグメントを包括する取り組みである「地域マーケティングプラットフォーム（Regional Marketing Platform「以下RMP」）構想に基づき、RMPメディアの強化、RMPソリューションの拡大を事業戦略の二本柱として、推進しております。

具体的には、RMPメディアにおいては、地域コンテンツ、移動コンテンツの拡充、乗換案内と関連性が高いアフィリエイトの追加などを行い、PV、UU、広告収入は順調に拡大しております。さらにユーザビリティの向上、新機能の追加、広告効率の改善などを目的としたサイト・アプリのリニューアル、インバウンド向けのサービス強化を行うことで、さらなる収益拡大を図ってまいります。

RMPソリューションにおいては、当社が提供する「MaaS（Mobility as a Service）パッケージ」の強化、SaaS型のCRMツール「LineON（ラインオン）」のサービス開始、株式会社ラテラ・インターナショナルが提供する紙面の広告媒体である「エリアマップ」の地域拡充、また、X（旧Twitter）、LINE、Instagramなどに集客を目的としたSNSキャンペーンを簡単にセッティングが行えるツール「Atatter」を提供している株式会社音生の子会社化などを行い、順調にソリューション強化が進んでおります。今後、自治体、地域事業者と取引のある企業との業務提携、さらなるソリューションの追加などを行い、更なるサービス強化を推進してまいります。

このような取り組みの結果、RMPメディア、RMPソリューションにおける収益拡大は順調に推移し、2024年3月期と比べ、2025年3月期においては、営業利益、経常利益の増加率はそれぞれ394.8%、486.8%となり、大きな原動力になっております。また、2026年3月期においてもさらに伸長する計画でおります。

したがって、本株主提案に記載の「現経営陣は、何ら効果的な施策を打ち出すことなく漫然と経営」していたとのご指摘は事実と異なります。

※参考 RMPメディア、RMPソリューションの売上推移

(単位：千円)

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期計画
RMPメディア	155,432	171,964	241,585
RMPソリューション	344,213	769,937	912,692

(5) 本株主提案に記載の「上場廃止に至るおそれがあるという極めて深刻な状況」への対応について

本株主提案の記載にある通り、当社は、2025年3月31日時点において、グロース市場の上場維持基準である時価総額40億円に満たない状況であることは理解しております。

その状況下において、現経営陣では、スタンダード市場への新規上場を選択肢の1つとして、これまで各所と協議を行ってございましたが、この度、2025年4月にスタンダード市場新規上場への準備を開始し、早期にスタンダード市場の承認を得るべく、対応を進めている状況です。

また、スタンダード市場の新規上場における形式基準において、経常利益1億円以上（2024年3月期で0.27億円）、流通株式時価総額10億円以上（2025年3月31日時点で9.68億円）において、基準に達していない状況でございましたが、2025年5月13日付で開示したとおり、経常利益1億円以上については、2025年3月期の業績において、経常利益が1.61億円と基準をクリアーしていること、流通株式時価総額10億円以上においては、自己株式の取得、配当政策などの株価アップの施策を講じることで、基準に達する見込みであり、本株主提案の記載にある上場廃止に至る可能性は極めて低いと判断しております。

したがって、本株主提案に記載の「上場廃止に至るおそれがあるという極めて深刻な状況」とのご指摘は事実と異なります。

(6) 監査役会メンバーについて

現在の監査役会のメンバーは、大手上場企業の内部統制部門の経験者（１名）、弁護士（１名）、公認会計士（１名）の構成となり、それぞれが専門知識と様々な経験を有しているとともにコーポレートガバナンスにも深い知見を有しております。本株主提案は、公認会計士である監査役を追加で１名選任する内容となっておりますが、すでに公認会計士の監査役が就任している中、同スキルの監査役増員によって、コーポレートガバナンスの強化に大きく貢献することは言い難いと判断しております。

また、当社は、会社法が定める監査役会の最低人数となっておりますが、有事に備えて、補欠監査役の選任も行っておりますので、監査役会メンバーの欠員によるリスクも最小限に抑えております。

以上の理由により、本株主提案は、会社価値棄損に繋がる恐れがあり、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第6号議案は、提案株主からのご提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、17,000個であります。本議案における、提案する議案の要領、提案の理由及び候補者の略歴等は、提案株主から提出された内容を原文の内容のまま記載しております。当社取締役会は、第6号議案について反対しております。本議案に対する当社取締役意見については議案文末に記載しております。

第6号議案 監査役1名選任の件

(1) 議案の要領

高橋健太を監査役に選任する。

(2) 提案の理由

提案株主は、2021年8月18日に当社の筆頭株主となって以降、現経営陣の経営方針を尊重しつつ、株主として対話を続けてまいりました。しかし、その間、当社の業績は悪化し続け、市場株価も低迷しており、このままでは当社は上場10年後に時価総額40億円以上という東証グロース市場の上場維持基準すら満たせず、上場廃止となる可能性が現実味を帯びているという極めて深刻な状況に陥っております。

すなわち、当社グループの連結営業利益は、2020年3月期における339,119千円から、2021年3月期188,456千円、2022年3月期138,809千円、2023年3月期105,084千円、2024年3月期23,623千円と悪化の一途を辿っております（4年間で約93%減少）。しかも、金田直之氏が就任後1年間をかけて策定した2021年5月11日公表の中期経営計画の数値（売上高、営業利益、EBITDA）は初年度すら全く達成できず、2022年6月17日には新たな中期経営計画を策定・公表していますが、その数値も初年度すら達成されず、その後、2023年6月16日と2024年6月27日にそれぞれ公表された新たな中期経営計画も、案の定初年度すら未達という状況が続いているという有り様です。3ヶ年の中期経営計画は3年単位で達成可否を判断すべきものであるところ、初年度の目標すら達成できず、その後挽回する見込みもないために毎年新たな3ヶ年の中期経営計画が策定されるという異常事態が常態化しているのです。また、2025年3月25日に当社が公表した「2025年3月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」においてもこのような状況が大きく回復することは見込まれておりません。

このような当社グループの業績悪化及び経営不振は、現経営陣が、何ら効果的な施策を打ち出すことなく漫然と経営していることに直接の原因がありますが、今後、新たな経営体制において業績向上、ひいては企業価値及び株主価値の向上に邁進していくにあたっては、コーポレートガバナンス及びコンプライアンスのさらなる強化も必要です。

今回の株主提案の監査役候補者は、提案株主及び当社グループからの独立性を有し、公認会計士としての専門的知見と実務経験を有しております。提案株主としては、この独立社外監査役候補者が新たに選任されることにより当社の監査機能がさらに充実し、コーポレートガバナンス及びコンプライアンスが強化されることが、当社グループの企業価値及び株主価値の向上に資すると考えております。

(3) 候補者の氏名、略歴等

氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
高 橋 健 太 (1993年3月28日生)	2016年 2 月 有限責任あずさ監査法人入社 2019年 9 月 有限責任監査法人トーマツ入社 2020年 6 月 日本鑄鉄管株式会社入社 経理部 2020年 7 月 株式会社Liberaize 代表取締役 (現任)	0株
(社外監査役候補者とした理由) 高橋氏は、公認会計士として大手監査法人における業務経験を有することに加え、会計コンサルティング及び決算業務支援に関する業務を営む会社の代表取締役を務めるなど、上場会社の会計・財務や決算業務に関する豊富な経験及び専門的知見を有しております。このような同氏の有する経験や専門的知見を活かして、当社グループの企業価値向上に貢献することを期待し、監査役候補者としております。		

(注)

- 高橋健太氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 高橋健太氏は社外監査役候補者であります。なお、高橋健太氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

当社取締役会の意見

取締役会としては、第6号議案に反対いたします。反対の理由は以下のとおりであります。

（１）本株主提案に記載の「当社グループの立て直しを図り企業価値及び株主価値を向上させるために適切な経営体制」について

本株主提案において、企業価値及び株主価値を向上に関する具体的な戦略、施策、経営体制が明示されておらず、本株主提案に対する賛否の判断が困難であったため、当社は、その詳細を確認するため、本株主提案受領後の2025年4月24日に提案株主と面談を実施いたしました。

その面談において、新経営陣による事業方針、事業計画について、確認したところ、提案株主からは、提案株主としての想定・構想がないわけではない旨、他方、公表情報という限定的な情報しか有しておらず会社の状況や課題について全て把握できているわけではないことから、役員として経営に参画すること等を通じて会社の状況を把握・分析した後に、事業戦略・事業計画について方向性を検討し、具体的に確定したいと考えている旨の回答を受けるにとどまり、2025年5月20日に至るまで、具体的な案が明示されることはありませんでした。

また、業務執行取締役として就任を想定されている菊井氏、藤井氏、島田氏について、それぞれの役割、管掌、また現職との兼任について、確認したところ、会社の状況を把握・分析した後に本株主提案に記載されている各候補者の強みを踏まえて確定する想定である旨、兼任については会社の状況を把握・分析した後に確定する予定であるがBoldグループとの兼任により駅探での業務執行がおろそかになるようなことはない旨の回答を受けるに留まり、2025年5月20日に至るまで、具体的な案が明示されることはありませんでした。

以上より、当社取締役会としては、本株主提案が「当社グループの立て直しを図り企業価値及び株主価値を向上させるために適切な経営体制」であると判断するには至りませんでした。

（２）当社の継続的な事業成長を牽引するためのスキルと本株主提案の取締役候補者の専門領域が異なること

当社は、事業コンセプトである「From the Stations～駅から始めよう～」に基づき、地域の事業者のサービスと生活者のニーズを最適に結びつける「地域マーケティングプラットフォーム」を事業構想に掲げ、これまで乗換案内サービスで培った技術、ノウハウ、ネットワークなどの事業資産を活用し、メディア展開、ソリューション展開を推進しております。その事業構想実現を牽引する経営陣において、Webメディア、Webソリューションにおける事業・サービス企画、アライアンスの経験、知見が不可欠ではあると考えておりますが、本株主提案の取締役候補者のご経歴を

拝見する限りでは、そのような経験、知見を有した方がおらず、また、上記（１）のとおり、本株主提案では、企業価値及び株主価値を向上させるための具体的な戦略等も明確とはなっていないため、当社としては、当社の継続的な事業成長に対し懸念があります。

（３）上場企業の取締役経験者の不在

当社は上場企業であることから、金融商品取引法や東京証券取引所の諸規則に則った事業運営が求められますが、本株主提案の取締役候補者のご経歴を拝見したところ、取締役候補者６名のうち、上場企業での取締役経験者が０名、また、未上場企業を含めた取締役自体の経験者が２名となっており、上場企業としての適切な事業運営に対し、懸念があります。

（４）本株主提案に記載の「現経営陣は、何ら効果的な施策を打ち出すことなく漫然と経営」について

当社事業の柱であります乗換案内等の有料会員サービスは、GoogleやYahoo乗換などの無料サービス台頭によるコモディティ化によりその収益が継続的に減少しており、新たな柱となる事業創出が急務となっております。このような事業環境下において、2020年８月６日に公表いたしました新経営方針に従い、当社事業資産を最大活用し、「地域の生活者のニーズ」と「地域の事業者の提供サービス」を結びつけ、新たな収益の柱を創出する、各事業セグメントを包括する取り組みである「地域マーケティングプラットフォーム（Regional Marketing Platform「以下RMP」）構想に基づき、RMPメディアの強化、RMPソリューションの拡大を事業戦略の二本柱として、推進しております。

具体的には、RMPメディアにおいては、地域コンテンツ、移動コンテンツの拡充、乗換案内と関連性が高いアフィリエイトの追加などを行い、PV、UU、広告収入は順調に拡大しております。さらにユーザビリティの向上、新機能の追加、広告効率の改善などを目的としたサイト・アプリのリニューアル、インバウンド向けのサービス強化を行うことで、さらなる収益拡大を図ってまいります。

RMPソリューションにおいては、当社が提供する「MaaS（Mobility as a Service）パッケージ」の強化、SaaS型のCRMツール「LineON（ラインオン）」のサービス開始、株式会社ラテラ・インターナショナルが提供する紙面の広告媒体である「エリアマップ」の地域拡充、また、X（旧Twitter）、LINE、Instagramなどに集客を目的としたSNSキャンペーンを簡単にセッティングが行えるツール「Atatter」を提供している株式会社音生の子会社化などを行い、順調にソリューション強化が進んでおります。今後、自治体、地域事業者と取引のある企業との業務提携、さらなソリューションの追加などを行い、更なるサービス強化を推進してまいります。

このような取り組みの結果、RMPメディア、RMPソリューションにおける収益拡大は順調に推移し、2024年3月期と比べ、2025年3月期においては、営業利益、経常利益の増加率はそれぞれ394.8%、486.8%となり、大きな原動力になっております。また、2026年3月期においてもさらに伸長する計画でおります。

したがって、本株主提案に記載の「現経営陣は、何ら効果的な施策を打ち出すことなく漫然と経営」していたとのご指摘は事実と異なります。

※参考 RMPメディア、RMPソリューションの売上推移

(単位：千円)

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期計画
RMPメディア	155,432	171,964	241,585
RMPソリューション	344,213	769,937	912,692

(5) 本株主提案に記載の「上場廃止に至るおそれがあるという極めて深刻な状況」への対応について

本株主提案の記載にある通り、当社は、2025年3月31日時点において、グロース市場の上場維持基準である時価総額40億円に満たない状況であることは理解しております。

その状況下において、現経営陣では、スタンダード市場への新規上場を選択肢の1つとして、これまで各所と協議を行ってまいりましたが、この度、2025年4月にスタンダード市場新規上場への準備を開始し、早期にスタンダード市場の承認を得るべく、対応を進めている状況です。

また、スタンダード市場の新規上場における形式基準において、経常利益1億円以上（2024年3月期で0.27億円）、流通株式時価総額10億円以上（2025年3月31日時点で9.68億円）において、基準に達していない状況でございましたが、2025年5月13日付で開示したとおり、経常利益1億円以上については、2025年3月期の業績において、経常利益が1.61億円と基準をクリアしていること、流通株式時価総額10億円以上においては、自己株式の取得、配当政策などの株価アップの施策を講じることで、基準に達する見込みであり、本株主提案の記載にある上場廃止に至る可能性は極めて低いと判断しております。

したがって、本株主提案に記載の「上場廃止に至るおそれがあるという極めて深刻な状況」とのご指摘は事実と異なります。

(6) 監査役会メンバーについて

現在の監査役会のメンバーは、大手上場企業の内部統制部門の経験者（１名）、弁護士（１名）、公認会計士（１名）の構成となり、それぞれが専門知識と様々な経験を有しているとともにコーポレートガバナンスにも深い知見を有しております。本株主提案は、公認会計士である監査役を追加で１名選任する内容となっておりますが、すでに公認会計士の監査役が就任している中、同スキルの監査役増員によって、コーポレートガバナンスの強化に大きく貢献することは言い難いと判断しております。

また、当社は、会社法が定める監査役会の最低人数となっておりますが、有事に備えて、補欠監査役の選任も行っておりますので、監査役会メンバーの欠員によるリスクも最小限に抑えております。

以上の理由により、本株主提案は、会社価値棄損に繋がる恐れがあり、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします

以 上

事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用や所得環境の改善を背景とした個人消費の改善やインバウンド需要の拡大の動きが見られる一方で、国内物価上昇に加えて米国の今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループでは、地域軸でユーザーとサービスを繋げることを基本コンセプトとする事業構想「地域マーケティングプラットフォーム（Regional Marketing Platform「以下RMP」）」の具体化を推進しております。

このRMP構想推進で実施してまいりました新幹線チケット販売サービスの追加や地域コンテンツの強化によるユーザー増加などによるメディア収益の拡大、MaaS（Mobility as a Service）パッケージなどの地方自治体、地域事業者向けのソリューション展開の実現により、新たなマネタイズが確実に収益貢献してきております。

結果として、売上は、乗換案内有料会員の減少に加え、株式会社サークアにおいて、主要商材、主要メディアの縮小傾向の影響及び2025年3月21日に公表いたしました「連結子会社の異動（株式譲渡）完了に関するお知らせ」のとおり、株式会社サークアの全株式を株式会社TYに譲渡したことを受け、みなし譲渡日を2024年12月31日にすることにより、第4四半期会計期間の業績は反映されないため、減収となりました。

営業利益、経常利益では、RMP構想推進による利益率の高い広告収入の増加、MaaS事業の拡大など売上構成の改善、オフショア開発の活用や生産性向上による人件費、外注費の抑制、制度見直しなどによるコスト削減効果が奏功したことに加え、前連結会計年度に実施しましたのれん等の無形固定資産の減損による減価償却費の圧縮によるコスト減などの要因により、前連結会計年度と比べて、大幅な改善を達成いたしました。また、前連結会計年度において、特別損失として減損損失を計上していたため、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は黒字に転換いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は3,499,578千円（前期比13.3%減）、EBITDAは192,696千円（前期比4.3%増）、営業利益は116,880千円（前期比394.8%増）、経常利益は161,104千円（前期比486.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は57,923千円（前期は736,292千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

<セグメントごとの経営成績>

①モビリティサポート事業

RMP構想推進によるメディア収益の拡大やソリューション展開などの新たなマネタイズが徐々に収益貢献してきているものの、乗換案内サービスのコモディティ化による継続的な有料会員の減少に伴い、当サービスにおける収益の減少が大きく、減収減益となりました。

この結果、売上高は1,423,818千円（前期比4.2%減）、EBITDAは352,474千円（前期比7.3%減）、セグメント利益は318,263千円（前期比1.6%減）となりました。

②広告配信プラットフォーム事業

プラウドエンジン株式会社の増員による収益拡大は順調に推移しているものの、株式会社サークアにおいて、主要商材、主要メディアの縮小傾向の影響及び2025年3月21日に公表いたしました「連結子会社の異動（株式譲渡）完了に関するお知らせ」のとおり、株式会社サークアの全株式を株式会社TYに譲渡したことを受け、みなし譲渡日を2024年12月31日にすることにより、第4四半期会計期間の業績は反映されないため、減収となりました。利益面においては、前連結会計年度に実施しましたのれん等の無形固定資産の減損による減価償却費の圧縮によるコスト減、また、前第3四半期連結会計期間より実施しました株式会社サークアによるコスト削減、体制の見直しが奏功し、セグメント損失の幅は限定的となりました。

この結果、売上高は1,053,173千円（前期比29.1%減）、EBITDAは6,502千円（前期比71.1%減）、セグメント損失は8,586千円（前期は55,545千円のセグメント損失）となりました。

③M&A・インキュベーション事業

グロースアンドコミュニケーションズ株式会社の増員による収益拡大は順調に推移しているものの、株式会社アイティジェイにおいて、前連結会計年度に受注した大型案件の影響などで、当セグメントは減収となりました。利益面においては、減収の影響はあったものの、前第1四半期連結会計期間において発生しておりました株式会社駅探I&Iの会社設立及び株式取得に関する一時的なコストが発生しなかったことに加え、制度見直しを含めたコスト削減効果が奏功したことにより、セグメント利益は増益となりました。

この結果、売上高は1,034,637千円（前期比3.4%減）、EBITDAは121,472千円（前期比64.3%増）、セグメント利益は99,350千円（前期比91.1%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、108,170千円であります。

その主なものは、サービス利用目的ソフトウェアの開発費用93,475千円、サーバーの増強等10,829千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な事業の譲受けはありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年10月4日付で株式会社音生の全株式を取得いたしました。

当社は、2025年3月21日付で株式会社サークアの全株式を、株式会社TYに譲渡いたしました。

(8) 対処すべき課題

当社グループの柱である乗換案内等の有料会員サービスの収益はコモディティ化等の市場環境の影響による有料会員の減少傾向に伴い継続的に減少しており、当社グループは新たな柱となる事業創出、事業ポートフォリオ強化が急務となっております。それに対応し更なる成長を遂げるため、以下の事項を重要課題と捉え、その対応に引き続き取り組んでまいります。

① 地域マーケティングプラットフォーム（RMP）構想の実現

当社事業資産である乗換案内メディア及びその基盤となる技術や顧客資産を活用したRMP構想具体化による新たな収益源創出に取り組んでおります。地域コンテンツと移動サポートコンテンツを追加・強化しうる駅探メディアのRMP化や、自治体や地域事業者を主なターゲットとして法人向けのRMPソリューション提供等の取り組みを行ってまいります。

② M&A・各種提携による事業ポートフォリオ強化

RMP構想実現のための技術・人材リソースの獲得、RMP収益の拡大及びグループとしての安定収益確保の観点から、M&A、各種提携の更なる推進を行い、事業ポートフォリオの強化を行ってまいります。

③ 人材の確保と育成

RMP構想を実現し、中期経営計画を達成するために、豊かな経験と高いスキルを持つ人材や、潜在能力の高い人材の獲得に向けて採用活動を行うとともに、社員の役割に見合ったスキルの獲得のための育成施策の実施、評価制度の改善を通じ、社員の総合的な能力を高めてまいります。あわせて、テレワークの環境整備や各種制度の改善により、社員がその能力を十分に発揮でき、モチベーションを高められる環境整備に取り組んでまいります。

④ グループガバナンス体制の強化

当社グループの業容拡大に伴う業務の増大に対応して、内部統制の仕組みを改善し、連結子会社を含む当社グループ全体のコーポレート・ガバナンス体制を強化してまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第20期 (2022年3月期)	第21期 (2023年3月期)	第22期 (2024年3月期)	第23期(当期) (2025年3月期)
売上高 (千円)	2,891,166	3,206,085	4,038,300	3,499,578
経常利益 (千円)	140,911	104,496	27,457	161,104
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円) 又は純損失 (△)	80,206	89,827	△736,292	57,923
1株当たり当期純利益 又は純損失 (△) (円)	14.56	17.04	△152.02	12.15
総資産 (千円)	3,541,506	3,152,947	2,735,168	2,460,979
純資産 (千円)	2,838,940	2,487,974	1,700,038	1,649,543
1株当たり純資産 (円)	515.26	513.25	351.08	349.42

(注) 1株当たり当期純利益又は純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第20期 (2022年3月期)	第21期 (2023年3月期)	第22期 (2024年3月期)	第23期(当期) (2025年3月期)
売上高 (千円)	1,618,158	1,561,102	1,408,508	1,337,875
経常利益 (千円) 又は経常損失 (△)	247,480	135,002	△14,598	20,997
当期純利益 (千円) 又は純損失 (△)	152,491	120,376	△946,401	6,241
1株当たり当期純利益 又は純損失 (△) (円)	27.68	22.83	△195.40	1.31
総資産 (千円)	3,298,809	2,896,676	1,856,855	1,736,297
純資産 (千円)	2,944,565	2,624,148	1,622,021	1,522,322
1株当たり純資産 (円)	534.43	541.34	334.97	322.47

(注) 1株当たり当期純利益又は純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（2025年3月31日現在）

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ラテラ・インターナショナル	80,000千円	100.00%	旅行ガイドブック制作 旅行関連プロモーション
プラウドエンジン株式会社	40,100千円	100.00%	インターネット広告代理
株式会社音生	10,000千円	100.00%	ITソリューション事業 マーケティングツール事業
株式会社駅探I&I	10,000千円	100.00%	グループ会社への出資 グループ会社管理
グロースアンドコミュニケーションズ株式会社	20,000千円	100.00%（※）	システム受託開発・運用 システムエンジニアリング 労働者派遣
株式会社サイバネット	27,000千円	100.00%（※）	システム受託開発・運用 労働者派遣、SES ITスクール運営
株式会社アイティジェイ	9,000千円	100.00%（※）	システム受託開発・運用 ソフトウェアパッケージの 企画、開発、販売 労働者派遣

1.当社は、2025年3月21日付で株式会社サークアの全株式を株譲渡いたしました。

2.当社は、2024年10月4日付で株式会社音生の全株式を取得いたしました。

3.議決権比率の※印は株式会社駅探I&Iを通じた間接所有分であります。

(11) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業区分	事業内容
モビリティサポート事業	乗換案内サービスの課金及び広告収益 乗換、旅行、MaaS関連サービスの法人、地方自治体向け提供 旅行ガイドブック制作、旅行関連プロモーション 等
広告配信プラットフォーム事業	インターネット媒体の広告代理、キャンペーン企画制作 マーケティングツールの提供 等
M&A・インキュベーション事業	駅探I&Iにおける投資及びその子会社によるシステム関連（開発保守、SES等）事業 等

(12) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

①当社

本社	東京都千代田区
----	---------

②グループ会社

株式会社ラテラ・インターナショナル	東京都千代田区
プライドエンジン株式会社	東京都千代田区
株式会社音生	愛知県名古屋市中区
株式会社駅探I&I	東京都千代田区
グロースアンドコミュニケーションズ株式会社	東京都台東区
株式会社サイバネット	東京都目黒区
株式会社アイティジェイ	東京都台東区

(13) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
モビリティサポート事業	42（8）名	-（2名減）
広告配信プラットフォーム事業	23（1）名	9名減（1名増）
M&A・インキュベーション事業	93（8）名	2名増（2名減）
全社（共通）	36（10）名	2名減（1名減）
合計	194（27）名	9名減（4名減）

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員（派遣社員含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）は、当社乗換エンジン開発部門及び管理部門の従業員であります。
3. 従業員数が前連結会計年度末と比べて9名減少しておりますが、その主な理由は、株式会社サーフアの株式を売却し、同社が当社連結子会社ではなくなったことであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
75（18）名	3名減（3名減）	42.3歳	7.6年

- (注) 従業員数は就業員数であり、子会社からの出向者を含んでおります。臨時従業員（派遣社員含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高
朝日信用金庫	124,220千円
三井住友銀行	63,774千円
きらぼし銀行	50,692千円
芝信用金庫	17,371千円
三菱UFJ銀行	6,795千円
常陽銀行	6,750千円
名古屋銀行	6,680千円
あいち銀行	6,514千円

- (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,635,200株
- (2) 発行済株式の総数 4,720,747株（自己株式1,298,053株を除く）
- (3) 株主数 4,315名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
株式会社Bold Investment	1,700,000	36.01%
渡辺 佳昭	163,000	3.45%
柿沼 佑一	109,900	2.32%
吉村 祥郎	86,100	1.82%
株式会社ライフイン24group	79,500	1.68%
一般社団法人VIP	75,000	1.58%
株式会社SBI証券	66,579	1.41%
岡田 加代子	54,600	1.15%
松井 榮藏	50,000	1.05%
光通信株式会社	45,300	0.95%

（注）1. 当社は、自己株式を1,298,053株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

なお、当社の株式報酬の内容につきましては事業報告「4. (4)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2025年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	金 田 直 之	CEO兼COO (株)ラテラ・インターナショナル 代表取締役 プラウドエンジン(株) 代表取締役社長 (株)駅探I&I 代表取締役社長 (株)Mocosuku 取締役副社長
取 締 役	小 嶋 勝 也	CFO 管理本部長 (株)サイバネット 代表取締役
取 締 役	森 田 幸 史	(株)プロフェッショナル・ネットワークス 顧問
取 締 役	松 舘 渉	(株)アットウェア 取締役 (株)未来シェア 代表取締役 (株)函館ラボラトリ 取締役
取 締 役	野 々 村 正 仁	(株)さんれいフーズ 社外監査役 公益財団法人しまねソフト研究開発センター
常 勤 監 査 役	竹 谷 敬 治	(株)トプコン 社外監査役
監 査 役	宗 宮 英 恵	弁護士 のぞみ総合法律事務所 テンアライド(株) 社外取締役 コロニー(株) 社外監査役
監 査 役	今 井 美 甫	桜花税理士法人代表 株式会社マイアカ代表取締役 Cynosbio株式会社取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役森田幸史氏、松舘渉氏及び野々村正仁氏は社外取締役であります。
2. 監査役竹谷敬治氏、宗宮英恵氏及び今井美甫氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役森田幸史氏、松舘渉氏及び野々村正仁氏並びに監査役竹谷敬治氏、宗宮英恵氏及び今井美甫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役竹谷敬治氏は、他社における長年の経営管理業務の経験及び監査役経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役今井美甫氏は、公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2024年6月27日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって、小椋明子氏は監査役を辞任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、各社外取締役及び監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合は法令が定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額（千円）			対象人数（名）
	基本報酬	業績連動型 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取 締 役 （うち社外取締役）	50,805 (8,100)	－ (－)	3,913 (－)	6 (3)
監 査 役 （うち社外監査役）	11,805 (11,805)	－ (－)	－ (－)	4 (4)
合 計 （うち社外役員）	62,610 (19,905)	－ (－)	3,913 (－)	10 (7)

(注) 1. 上表には2024年6月27日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 上記の譲渡制限付株式報酬の総額は取締役（社外取締役を除く）2名に係る費用計上額であります。

②非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等には業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬が含まれております。当社は2022年8月15日付で、取締役（社外取締役を除く）5名に対して譲渡制限付株式報酬として当社普通株式50,400株を交付しており、当事業年度において、当社は取締役2名に対する当該譲渡制限付株式報酬に係る費用を計上しております。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第8回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は2名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2022年6月27日開催の第20回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として年額120百万円以内、株式数の上限を年120千株以内、業績連動型株式報酬として年額40百万円以内、株式数の上限を年40千株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第8回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

④役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬等は、企業価値の向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬等は、基本報酬（固定報酬および評価報酬）および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

（1）報酬の種類

1-1. 基本報酬(金銭報酬)のうち固定報酬に係る個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

1-2. 基本報酬(金銭報酬)のうち評価報酬に係る指標の内容および額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

評価報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため会社業績指標(KPI) および個人業績を反映した金銭報酬とする。各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を評価報酬として月例の固定報酬と合わせて支給する。

2. 株式報酬に係る業績指標の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

株式報酬は、当社の中長期の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的とした報酬と、短期的な事業年度ごとの業績向上に対するインセンティブを与えることを目的とした2種類の報酬で構成されるものとする。それぞれの報酬の対象期間と後者の業績指標については、経営戦略等を考慮し決定するものとする。

(2)基本報酬の額または株式報酬の額の、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の額における基本報酬と株式報酬の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を考慮したうえで、代表取締役社長が決定する。

(3)基本報酬の額または株式報酬の額の、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の内容については、当社が任意に設置する指名・報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて審議を行ったうえで、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その委任する権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および事業貢献度を踏まえた業績連動報酬の額の決定とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監督を行うものとする。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門や業務内容について評価を行うには代表取締役が適していると判断しており、代表取締役社長CEO兼COO金田直之に対し取締役の基本報酬の額および業績連動報酬の額の決定を委任しております。また、取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するために、指名・報酬諮問委員会を設置しており、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認を行っております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人報酬についてその決定プロセスが取締役会で決議された方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役森田幸史氏は、(株)プロフェッショナル・ネットワークス顧問であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役松舘渉氏は、(株)アットウェア取締役、(株)未来シェア代表取締役及び(株)函館ラボラトリ代表取締役であります。当社は、MaaSソリューションサービス提供の一環として、(株)未来シェアが提供するデマンド配車予約サービスを導入しております。その他の会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役野々村正仁氏は、エカイブ・エージェント(株)取締役副社長及び(株)さんれいフーズ社外監査役であります。当社と両社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役竹谷敬治氏は、(株)トプコン社外監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役宗宮英恵氏は、のぞみ総合法律事務所に所属する弁護士であります。当社と同法人との間には特別の関係はありません。また、宗宮英恵氏はテナライド(株)社外取締役及びコロナ(株)社外監査役であります。当社と両社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役今井美甫氏は、桜花税理士法人代表、株式会社マイアカ代表取締役及びCynosbio株式会社取締役監査等委員であります。当社とそれらの会社との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 森 田 幸 史	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。長年にわたるITソリューション事業の経験に基づき、専門的な立場から取締役会では積極的に意見を述べており、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員であり、当社の取締役選任及び報酬決定プロセスの妥当性について確認をしております。
社外取締役 松 舘 渉	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。現役経営者の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にMaaS領域における事業展開について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員であり、当社の取締役選任及び報酬決定プロセスの妥当性について確認をしております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 野々村 正 仁	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。 マーケティング分野及び地域活性化に関する知見と経験から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、当社地域マーケティングプラットフォーム事業戦略について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員であり、当社の取締役選任及び報酬決定プロセスの妥当性について確認をしております。また、当社サステナビリティ委員会委員として、ガバナンス面等についての意見をいただいております。
社外監査役 竹 谷 敬 治	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに、また、監査役会17回のすべてに出席いたしました。 他社での監査役経験やこれまでの当社の監査役務から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査役会においては、当社のコーポレートガバナンス、業務執行状況等について適宜、必要な発言を行っております。また、当社サステナビリティ委員会委員として、ガバナンス面等についての意見をいただいております。
社外監査役 宗 宮 英 恵	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに、また、監査役会17回のすべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的な知識、経験及び他社取締役経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査役会においては、当社のコーポレートガバナンス、業務執行状況等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 今 井 美 甫	2024年6月27日就任以降開催された取締役会13回のすべてに、また、監査役会13回のすべてに出席いたしました。 会計士としての専門的な知識、経験及び他社役員経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査役会においては、当社のコーポレートガバナンス、業務執行状況等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

RSM清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 32,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

3. 当社及び連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているRSM汐留パートナーズ税理士法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の監査（非監査業務）として、税務書類の作成業務について、対価を3,360千円支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。
- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役及び従業員は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに適正かつ健全な企業活動を行う。
 - b. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、従業員は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - c. コンプライアンスの状況は、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下、「CR委員会」という。）等を通じて取締役及び監査役に対して報告されねばならない。各部長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - d. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査役会と連携し、定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、総務部を窓口として定め、適切に対応する。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「情報管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - b. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
 - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し定期的に見直すものとする。
 - b. リスク情報等については取締役会、経営会議、CR委員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。
 - c. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下のCR委員会を招集し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防

止する体制を整える。

- d. 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
 - b. 取締役は代表取締役社長の指示のもと、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。また経営会議にて、会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じ、取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。
 - c. 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。
 - b. 監査役及び内部監査室は、定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、取締役会、経営会議等に報告するものとする。
 - c. 子会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社に報告するものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。当社は当該使用人に対し監査役の指示に従う旨を通知するとともに、指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - b. 当該使用人の人事異動については監査役の事前同意または事前協議を要することとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - b. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を

与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- b. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等より専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に報告を求めるなど必要な連携を図ることとする。
- c. 監査役が当社に対し、その職務の執行にかかる費用の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該費用の請求が職務の執行に必要でないと判断された場合を除き、速やかに処理をすることとする。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

「内部統制システム構築の基本方針」及び別途定める「財務報告の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- b. 総務人事部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- c. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 当社会議体の開催状況

取締役会は、原則として月1回の定時取締役会と、随時招集される臨時取締役会を開催しております。当連結会計年度においては、定時、臨時あわせて17回の取締役会が開催され、経営及び事業の監督を行うとともに、経営方針、リスク状況等について協議しております。CR委員会は、当社グループにおけるリスク評価の会議を定期的に行うほか、WEB会議ツールを用いてリスク及び内部統制上の論点についての情報共有及び意思決定を行っております。当連結会計年度においては会議体としては2回開催され当社グループの事業上及び統制上のリスク

について協議及び決定を行っております。

② グループ会社の業務適正性の確保状況

原則として月1回、子会社取締役会を開催し、子会社における業務執行状況を監督するとともに、重要な事項の決議を行っております。当社代表取締役を含む複数取締役が子会社取締役を兼務する他、当社役職員が子会社監査役を兼任することにより、子会社における業務適正性の確認を行っております。また、当社常勤取締役と子会社幹部による会議を随時行うことで業務執行状況の監督を行っております。

③ 監査役による監査の状況

常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画にもとづき、経営会議やCR委員会をはじめとする重要会議に陪席しております。社外取締役及び社外監査役が業務執行取締役から事業の内容及び状況についてヒアリングをする機会を随時設けております。取締役会と同日又は前日に監査役会を開催し、取締役会議案についての協議、常勤監査役による監査状況の報告および協議を行っております。

④ 内部監査の状況

内部監査室は、年間内部監査計画にもとづき内部監査を行い、その結果について代表取締役に報告するとともに、取締役会に対して活動状況の報告を行っております。また監査役、内部監査室長及び会計監査人は定期的に意見交換を行い、三様監査の実効性を高めております。

⑤ 内部通報制度の運用状況

匿名性が担保された内部通報窓口を設置し、それを全グループ社員に周知しております。

⑥ 反社会的勢力の排除の状況

新規取引先との商談前に企業調査を実施するとともに、取引契約書に反社会勢力排除条項の記載を必須としているほか、弁護士、警察等外部専門機関との情報交換を継続的に実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特筆すべき事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。中長期的な事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、当社の経営成績及び財政状態並びにその見通しを勘案し、適切な利益還元策を柔軟に実施することを基本方針としております。期末配当の決定機関は株主総会ではありますが、中間配当に関しては、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

上記基本方針に基づき、当事業年度においては定時株主総会での承認を前提に1株当たり14円00銭を期末配当として実施いたします。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,833,862	流 動 負 債	542,781
現 金 及 び 預 金	1,260,898	買 掛 金	171,314
受取手形、売掛金及び契約資産	524,956	1年内返済予定の長期借入金	72,708
商 品	872	未 払 法 人 税 等	44,993
仕 掛 品	3,761	賞 与 引 当 金	54,234
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	576	役 員 賞 与 引 当 金	2,700
そ の 他	43,999	買付契約評価引当金	6,436
貸 倒 引 当 金	△1,203	そ の 他	190,393
固 定 資 産	627,116	固 定 負 債	268,654
有 形 固 定 資 産	58,353	長 期 借 入 金	210,088
建 物	28,987	資 産 除 去 債 務	17,308
工具、器具及び備品	26,990	退職給付に係る負債	31,262
そ の 他	2,375	繰 延 税 金 負 債	7,995
無 形 固 定 資 産	405,212	そ の 他	2,000
ソ フ ト ウ エ ア	180,915	負 債 合 計	811,435
顧 客 関 係 資 産	23,075	純 資 産 の 部	
の れ ん	140,210	株 主 資 本	1,649,162
そ の 他	61,010	資 本 金	291,956
投資その他の資産	163,551	資 本 剰 余 金	321,553
投 資 有 価 証 券	29,506	利 益 剰 余 金	1,684,051
繰 延 税 金 資 産	32,552	自 己 株 式	△648,398
そ の 他	102,870	その他の包括利益累計額	380
貸 倒 引 当 金	△1,378	その他有価証券評価差額金	380
資 産 合 計	2,460,979	純 資 産 合 計	1,649,543
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,460,979

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,499,578
売上原価	2,343,435
売上総利益	1,156,143
販売費及び一般管理費	1,039,263
営業利益	116,880
営業外収益	
受取利息	1,853
受取配当金	1,197
未払配当金除斥益	318
保険解約返戻金	23,464
共済契約解約手当収入	16,000
利子補給金	197
その他	6,212
営業外費用	
支払利息	4,136
自己株式取得費用	571
その他	312
経常利益	5,020
特別利益	161,104
関係会社株式売却益	567
特別損失	
固定資産除却損	0
情報セキュリティ対策費	5,000
税金等調整前当期純利益	156,672
法人税、住民税及び事業税	58,206
法人税等調整額	40,542
当期純利益	57,923
親会社株主に帰属する当期純利益	57,923

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	その他の包括 利 益 累 計 額 合 計	
2024年 4 月 1 日残高	291,956	309,595	1,693,919	△598,290	1,697,180	2,858	2,858	1,700,038
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当			△67,791		△67,791			△67,791
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			57,923		57,923			57,923
自 己 株 式 の 取 得		109		△50,107	△49,998			△49,998
譲渡制限付株式報酬		11,849			11,849			11,849
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△2,477	△2,477	△2,477
当 期 変 動 額 合 計	－	11,958	△9,867	△50,107	△48,017	△2,477	△2,477	△50,494
2025年 3 月31日残高	291,956	321,553	1,684,051	△648,398	1,649,162	380	380	1,649,543

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	805,209	流 動 負 債	151,799
現 金 及 び 預 金	565,483	買 掛 金	55,654
売掛金及び契約資産	198,040	未 払 金	24,050
仕 掛 品	2,330	未 払 費 用	9,623
前 払 費 用	26,409	未 払 法 人 税 等	1,420
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	10,000	未 払 消 費 税 等	13,519
そ の 他	2,990	前 受 金	22,448
貸 倒 引 当 金	△44	預 り 金	10,387
固 定 資 産	931,088	前 受 収 益	437
有 形 固 定 資 産	47,439	賞 与 引 当 金	14,257
建 物	21,536	固 定 負 債	62,176
工具、器具及び備品	24,574	債 務 保 証 損 失 引 当 金	38,750
建 設 仮 勘 定	1,329	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	9,018
無 形 固 定 資 産	231,683	資 産 除 去 債 務	14,408
ソ フ ト ウ エ ア	170,672	負 債 合 計	213,975
ソフトウエア仮勘定	61,010	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	651,965	株 主 資 本	1,522,322
関 係 会 社 株 式	609,048	資 本 金	291,956
関係会社長期貸付金	33,333	資 本 剰 余 金	318,753
差 入 保 証 金	40,519	資 本 準 備 金	291,956
長 期 前 払 費 用	381	そ の 他 資 本 剰 余 金	26,797
繰 延 税 金 資 産	2,015	利 益 剰 余 金	1,560,010
関係会社貸倒引当金	△33,333	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,560,010
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,560,010
		自 己 株 式	△648,398
資 産 合 計	1,736,297	純 資 産 合 計	1,522,322
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,736,297

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,337,875
売上原価		814,741
売上総利益		523,133
販売費及び一般管理費		520,950
営業利益		2,183
営業外収益		
受取利息	1,080	
未払配当金除斥益	318	
業務委託収入	17,340	
その他の	647	19,386
営業外費用		
自己株式取得費用	571	571
経常利益		20,997
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入額	16,666	
債務保証損失引当金戻入額	1,322	
関係会社株式売却益	11,930	29,918
特別損失		
関係会社事業損失引当金繰入額	9,018	9,018
税引前当期純利益		41,898
法人税、住民税及び事業税	530	
法人税等調整額	35,126	35,656
当期純利益		6,241

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			
					繰越利益 剰 余 金				
2024年4月1日残高	291,956	291,956	14,839	306,795	1,621,560	1,621,560	△598,290	1,622,021	1,622,021
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△67,791	△67,791		△67,791	△67,791
当 期 純 利 益					6,241	6,241		6,241	6,241
自己株式の取得			109	109			△50,107	△49,998	△49,998
譲渡制限付株式報酬			11,849	11,849				11,849	11,849
当 期 変 動 額 合 計	-	-	11,958	11,958	△61,549	△61,549	△50,107	△99,699	△99,699
2025年3月31日残高	291,956	291,956	26,797	318,753	1,560,010	1,560,010	△648,398	1,522,322	1,522,322

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年 5月20日

株式会社 駅探
取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人
東 京 事 務 所
指 定 社 員 公認会計士 平 澤 優
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 津 田 格 朗
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社駅探の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社駅探及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社 駅探
取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人
東 京 事 務 所
指 定 社 員 公認会計士 平 澤 優
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 津 田 格 朗
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社駅探の2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株 式 会 社 駅 探 監 査 役 会

社外監査役(常勤) 竹 谷 敬 治

社 外 監 査 役 宗 宮 英 恵

社 外 監 査 役 今 井 美 甫

以 上

株主総会 会場ご案内図

会 場 コモレ四谷タワーコンファレンス
東京都新宿区四谷一丁目6番1号 コモレ四谷 四谷タワー3階



〈交通〉

J R 中央線・総武線	J R	四ツ谷駅	『四ツ谷口』より徒歩1分
南 北 線	東京メトロ	四ツ谷駅	『出口3』より徒歩1分
丸 ノ 内 線	東京メトロ	四ツ谷駅	『出口1』より徒歩3分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。